

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-6	障がい者福祉関係 第4回(H20.7.31)提案 第8回(H20.10.9)確認	4. 重度心身障害者医療費助成 合併時に統合するよう調整する。ただし、小林市 のみの単独助成事業分については、現行補助率 の2分の1とする方向で調整する。	4. 重度心身障害者医療費助成 合併時に統合するよう調整する。ただし、小林 市のみ単独助成事業分については、現行補助率 の2分の1とする方向で調整する。				32
25-7	児童福祉関係 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1. 保育所の整備状況 保育の実施基準は、現行のまま、新市に引き継 ぐ。定数基準を割り込んでいる現況を鑑み、経営 形態については民間委託等を含めて検討し、随時 調整する。	1. 保育所の整備状況 保育の実施基準は、現行のまま、新市に引き継 ぐ。定数基準を割り込んでいる現況を鑑み、経営 形態については民間委託等を含めて検討し、随時 調整する。				4
		2. 保育所入所負担金 保育料については、合併後、段階的に調整し、 平成25年度に小林市の制度等に統一する。た だし、合併年度は合併前の市町の例による。	2. 保育所入所負担金 保育料については、合併後、段階的に調整し、 平成24年度に小林市の制度等に統一する。た だし、合併年度は合併前の市町の例による。			24年度を25年度に変 更する。	5
		3. 保育料収納事務委託 保育料の納付方法を小林市の方法に統合する ため、保育料収納事務委託の委託料に関しては廃 止する。	3. 保育料収納事務委託 保育料の納付方法を小林市の方法に統合する ため、保育料収納事務委託の委託料に関しては廃 止する。				16
		4. 出産祝金 小林市の制度等に統一するが、野尻町の制度は 経過措置として平成24年度まで継続する。	4. 出産祝金 小林市の制度等に統一するが、野尻町の制度は 経過措置として平成24年度まで継続する。				18
25-8	その他の社会福祉関係 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1. 福祉事務所の組織・機構 新市の福祉事務所については、本庁の福祉事務 所に統合するが、窓口サービスの低下を招くこと のないよう、各総合庁舎に一部受付業務を行う窓 口を設置する。	1. 福祉事務所の組織・機構 新市の福祉事務所については、本庁の福祉事務 所に統合するが、窓口サービスの低下を招くこと のないよう、各総合庁舎に一部受付業務を行う窓 口を設置する。				2
		2. 民生委員・児童委員及び主任児童委員 民生委員推薦会については委員等の調整を 図り、合併までに統合する。民生委員等は任期中 において、そのまま新市に引き継ぐ。	2. 民生委員・児童委員及び主任児童委員 民生委員推薦会については委員等の調整を 図り、合併までに統合する。民生委員等は任期中 において、そのまま新市に引き継ぐ。				3

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番 号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語 句	内 容	摘 要	
25 - 8	その他の社会福祉関係 第8回（H20.10.9） 提案・確認	3．平和祈念（追悼式典の実施等） 現行のまま、新市に引き継ぎ、地域別の開催を 継続するが、将来的には合同で追悼式を開催する よう調整し、同時に補助金等についても統一する よう調整する。	3．平和祈念（追悼式典の実施等） 現行のまま、新市に引き継ぎ、地域別の開催を 継続するが、将来的には合同で追悼式を開催する よう調整し、同時に補助金等についても統一する よう調整する。				7
25 - 9	保健・医療関係 【保健、健康づくり】 第8回（H20.10.9） 提案・確認	【保健、健康づくり】 1．保健センター 保健センターについては、健康増進・保健予防 のための組織とし、地域住民の健康づくりの拠点 とする。センターの機能を効率的に活用しなが ら、積極的な事業展開を行うよう合併までに調整 する。	【保健、健康づくり】 1．保健センター 保健センターについては、健康増進・保健予防 のための組織とし、地域住民の健康づくりの拠点 とする。センターの機能を効率的に活用しなが ら、積極的な事業展開を行うよう合併までに調整 する。				3
		2．母子保健 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児 健康診査及び母子保健指導については、健診の委 託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診 会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行 のまま実施することとし、合併後3年を目処に統 合するよう調整する。	2．母子保健 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児 健康診査及び母子保健指導については、健診の委 託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診 会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行 のまま実施することとし、合併後3年を目処に統 合するよう調整する。				7～ 10
		3．成人健康診査 成人健康診査（胃がん検診、肺がん検診、大腸 がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診） については、集団検診における個人負担金は、現 在調整を行っており、平成21年度に統一され る。委託先を含む検診の差異については、統一す る方向で合併時までに調整する。	3．成人健康診査 成人健康診査（胃がん検診、肺がん検診、大腸 がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診） については、集団検診における個人負担金は、現 在調整を行っており、平成21年度に統一され る。委託先を含む検診の差異については、統一す る方向で合併時までに調整する。				16 ～ 21
			4．人間ドック助成事業 人間ドック助成事業については、基本健康診査 から特定健康診査に変わり、健康診査は行政から 保険者へ変更になっているため、保健事業では実 施しない方向で調整する。			調整内容中「4」を削除する。	